

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
訓令	
○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令…………… (人事課)	1
北海道 北海道教育委員会 訓令 北海道警察本部	
○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令…………… (人事課)	5
北海道 北海道教育委員会 訓令 北海道企業局	
○北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令…………… (産業立地課)	6
北海道 北海道選挙管理委員会 北海道人事委員会 北海道監査委員 北海道議会 北海道企業局	
○北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… (職員厚生課)	6

訓令

北海道訓令第9号

本 庁
出 先 機 関

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(北海道庁用自動車管理規程の一部改正)

第1条 北海道庁用自動車管理規程(昭和43年北海道訓令第24号)の一部を次のように改正

する。

第4条第1項中「及び支庁」を「並びに総合振興局及び振興局」に、「支庁を」を「総合振興局及び振興局を」に改める。

(北海道建築物等保全規程の一部改正)

第2条 北海道建築物等保全規程(平成18年北海道訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

(北海道職員被服貸付規程の一部改正)

第3条 北海道職員被服貸付規程(昭和41年北海道訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「総務部危機対策局防災消防課防災航空室」を「総務部危機対策局危機対策課防災航空室」に、「森づくりセンター」を「総合振興局及び振興局の森林室」に、「林業改良指導員」を「林業普及指導員」に、「土木施工管理科及び住宅サービス科担当」を「及び土木施工管理科担当」に改め、「住宅サービス科を除く。」及び「販売システム科」を削り、「保健福祉事務所児童相談部」を「総合振興局及び振興局の保健環境部児童相談室」に、「保健福祉事務所保健福祉部及び地域保健部並びに」を「総合振興局及び振興局の保健環境部保健福祉室若しくは保健環境部地域保健室又は」に改める。

(職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部改正)

第4条 職員賞罰及び賠償審査委員会規程(昭和41年北海道訓令第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「人事課参事」を「人事課給与・服務担当課長」に改める。

(考査監設置規程の一部改正)

第5条 考査監設置規程(平成9年北海道訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「及び各支庁」を「並びに各総合振興局及び各振興局」に改める。

第3条第1項中「、支庁」を「、総合振興局及び振興局」に、「副支庁長」を「副局長(地域政策部・保健環境部・産業振興部担当)」に改める。

(損害賠償委員会規程の一部改正)

第6条 損害賠償委員会規程(昭和55年北海道訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第8号中「法制文書課参事」を「法制文書課訟務賠償担当課長」に改める。
(北海道公用文作成規程の一部改正)

第7条 北海道公用文作成規程(昭和63年北海道訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別記の2の項第1号アの注3(4)の事項中「支庁」を「総合振興局及び振興局」に改め、同注3(5)の事項中「〇〇支庁」を「〇〇総合振興局」に改める。

(北海道消防関係職員服制の一部改正)

第8条 北海道消防関係職員服制(昭和40年北海道訓令第52号)の一部を次のように改正す

- (6) 交流等事業の推進に関すること。
- (7) 根室地域における関係官公庁、市町及び諸団体との連絡調整に関すること。
- (8) 北方領土隣接地域振興対策根室地域協議会に関すること。

2 室は、地域本部の事務を分掌する。
(地域本部長等)

第11条 地域本部に地域本部長、地域副本部長、北方領土対策室長（以下「室長」という。））、主幹及び主査を置く。

2 地域本部長は、本部長の命を受け、地域本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 地域副本部長は、地域本部長を補佐し、上司の命を受け、地域本部の事務を掌理する。

4 室長は、地域副本部長を補佐し、上司の命を受け、地域本部の事務を掌理する。

5 主幹は、室長を補佐するとともに、地域本部の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。

6 主査は、上司の命を受け、地域本部の主管に属する特定の事務を処理する。

7 地域本部長、地域副本部長、室長、主幹及び主査は、職員のうちから知事が命ずる。
(地域本部の参与等)

第12条 前条に定めるもののほか、地域本部に参与、副参与、専門参事、調査員、副主幹、専門幹、指導主任、主任、主事及び技師を置くことができる。

(地域本部の専決)

第13条 北海道事務決裁規程第7条の規定に基づく出先機関の長の行う専決に関しては、地域本部においては、地域本部長が行う。

(補則)

第14条 地域本部長は、その所掌する事務の執行のため必要があるときは、事務の専決、代決その他決裁についての細則を定めることができる。

(北海道広報・広聴事務処理規程の一部改正)

第10条 北海道広報・広聴事務処理規程（昭和42年北海道訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同条中「支庁に」を「総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）に」に、「支庁の」を「総合振興局等の」に改める。

第7条の見出し中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条中「支庁長」を「総合振興局長若しくは振興局長」に改める。

第8条第1項中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同条第2項中「支庁」を「総合振興局等」に、「地域振興部長」を「地域政策部長」に改める。

第9条第1項中「支庁地域振興部地域政策課」を「総合振興局等の地域政策部地域政策

課」に改め、同条第2項中「支庁」を「総合振興局等」に、「当該支庁地域振興部地域政策課の課長」を「当該総合振興局等の地域政策部地域政策課長」に改め、同条第3項中「支庁の部」を「総合振興局等」に改める。

第10条第1項及び第11条第1項中「支庁」を「総合振興局等」に改める。
(北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部改正)

第11条 北海道職員の勤務発明等に関する規程（昭和60年北海道訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「総合政策部科学 I T 振興局科学技術振興課参事」を「総合政策部科学 I T 振興局科学技術振興課長」に改める。

(北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程の一部改正)

第12条 北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程（平成8年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「石狩支庁」を「石狩振興局」に改め、同条第4号中「支庁統制局」を「総合振興局等統制局」に、「支庁に」を「総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）に」に改め、同条第5号中「支庁」を「総合振興局等」に改める。

第9条第1項第2号中「支庁統制局」を「総合振興局等統制局」に、「支庁の」を「総合振興局等の」に改める。

第11条第1項中「支庁統制局」を「総合振興局等統制局」に改め、同条第2項中「支庁通信管理者」を「総合振興局等の通信管理者」に、「支庁統制局」を「総合振興局等統制局」に、「支庁構成無線局等」を「総合振興局等構成無線局等」に改め、同条第3項中「支庁構成無線局等」を「総合振興局等構成無線局等」に、「支庁通信管理者」を「総合振興局等の通信管理者」に改める。

第13条第2項ただし書中「支庁構成無線局等」を「総合振興局等構成無線局等」に、「支庁通信管理者」を「総合振興局等の通信管理者」に改める。

第15条第1項中「支庁通信管理者」を「総合振興局等の通信管理者」に改め、同条第2項中「支庁構成無線局等」を「総合振興局等構成無線局等」に、「支庁通信管理者」を「総合振興局等の通信管理者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

右欄に掲げる無線局の無線従事者の常駐場所	共通選任局とする無線局名
本庁統制局	空知総合振興局統制局 後志総合振興局統制局 胆振総合振興局統制局 日高振興局統制局 上川総合振興局統制局 留萌振興局統制局 空知総合振興局管内中継局 石狩振興局管内中継局 後志総合

	振興局管内中継局 胆振総合振興局管内中継局 日高振興局管内中継局 上川総合振興局管内中継局 留萌振興局管内中継局
渡島総合振興局統制局	檜山振興局統制局 渡島総合振興局管内中継局 檜山振興局管内中継局
宗谷総合振興局統制局	宗谷総合振興局管内中継局
オホーツク総合振興局統制局	オホーツク総合振興局管内中継局
釧路総合振興局統制局	十勝総合振興局統制局 根室振興局統制局 十勝総合振興局管内中継局 釧路総合振興局管内中継局 根室振興局管内中継局

（北海道診療車運営規程の一部改正）

第13条 北海道診療車運営規程（昭和28年北海道訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室長」を「保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室長」に、「保健福祉部保健医療局健康安全室長」を「保健福祉部健康安全局長」に、「健康安全室長」を「健康安全局長」に改める。

第4条第2項及び第4項、第6条第1項及び第2項並びに第8条（見出しを含む。）中「健康安全室長」を「健康安全局長」に改める。

（北海道石狩湾地域開発本部規程の一部改正）

第14条 北海道石狩湾地域開発本部規程（昭和46年北海道訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「経済部産業立地推進局産業立地課」を「経済部産業立地・エネルギー局産業立地課」に改める。

（北海道石炭対策本部設置規程の一部改正）

第15条 北海道石炭対策本部設置規程（昭和49年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「及び関係支庁」を「並びに関係総合振興局及び関係振興局」に改める。

第8条第1項中「支庁」を「総合振興局及び振興局」に改め、同条第2項中「支庁長」を「総合振興局長若しくは振興局長」に改める。

（中小企業労働相談所運営規程の一部改正）

第16条 中小企業労働相談所運営規程（昭和43年北海道訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「支庁又は後志支庁小樽商工労働事務所」を「総合振興局若しくは振興局又は

後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所」に、「支庁の」を「総合振興局又は振興局の」に改める。

第3条第2項第1号中「支庁の」を「総合振興局若しくは振興局の」に、「後志支庁小樽商工労働事務所」を「後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所」に改める。

（北海道土地改良区等検査規程の一部改正）

第17条 北海道土地改良区等検査規程（昭和41年北海道訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「農政部長」を「総務部長」に改める。

（北海道北洋漁業対策本部設置規程の一部改正）

第18条 北海道北洋漁業対策本部設置規程（昭和61年北海道訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「支庁」を「総合振興局及び振興局」に改め、同条第2項中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

別表第1中「経済部総務課参事」を「経済部総務課企画調整担当課長」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

後志総合振興局
日高振興局
渡島総合振興局
留萌振興局
宗谷総合振興局
オホーツク総合振興局
十勝総合振興局
釧路総合振興局
根室振興局

（森林パトロール事業実施規程の一部改正）

第19条 森林パトロール事業実施規程（昭和49年北海道訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支庁に当該支庁所管区域」を「総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）に当該総合振興局等の所管区域」に、「支庁の支庁長」を「総合振興局長等の長」に改め、同条第3項中「支庁長」を「総合振興局長若しくは振興局長（以下

「総合振興局長等」という。)」に改め、同条第4項中「支庁長」を「総合振興局長等」に、「支庁所管区域内」を「総合振興局等の所管区域内」に、「森づくりセンター」を「総合振興局等」に改め、同条第5項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第4条を次のように改める。
(森林パトロール計画の策定)

第4条 総合振興局長等は、森林パトロールを実施するため、協議会の意見を聴いて森林パトロール計画を策定する。

第5条第2項を次のように改める。

2 指導員は、総合振興局長等が任命する。

第6条中「支庁長及び森づくりセンター所長(以下「支庁長等」という。)」を「総合振興局長等」に改める。

第7条から第11条までの規定、第13条及び第14条中「支庁長等」を「総合振興局長等」に改める。

別記第5号様式中「支 庁 長
森づくりセンター所長」を「総合振興局長(振興局長)」に改める。

(北海道有林野の整備及び管理に関する規程の一部改正)

第20条 北海道有林野の整備及び管理に関する規程(平成14年北海道訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「森林環境局長」を「水産林務部長」に、「森づくりセンター所長」を「総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)」に改める。

第7条中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長等」に、「森づくりセンターの」を「森林室の」に、「森林環境局長」を「水産林務部長」に改める。

第8条第1項中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長等」に改める。

第9条第1項中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長等」に、「森林環境局長」を「水産林務部長」に改め、同条第2項中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長等」に改める。

第9条の2から第11条までの規定中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長等」に、「森林環境局長」を「水産林務部長」に改める。

第12条中「森林環境局長」を「水産林務部長」に改める。

第13条中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長等」に改める。

第14条から第16条までの規定中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長等」に、「森林環境局長」を「水産林務部長」に改める。

第17条、第18条及び第19条(見出しを含む。)中「森林環境局長」を「水産林務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

北 海 道 北海道教育委員会訓令 北海道警察本部

北 海 道
北海道教育委員会訓令第1号
北海道警察本部

庁 中 一 般
部 局

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ
北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子
北海道警察本部長 殿 川 一 郎

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(北海道男女平等参画推進本部設置規程の一部改正)

第1条 北海道男女平等参画推進本部設置規程(平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境生活部生活局参事」を「環境生活部くらし安全局くらし安全推進課」に改める。

(北海道交通安全総合対策本部設置規程の一部改正)

第2条 北海道交通安全総合対策本部設置規程(昭和43年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境生活部生活局くらし安全課」を「環境生活部くらし安全局くらし安全推進課」に改める。

第8条第1項中「支庁の所轄区域」を「総合振興局及び振興局の所管区域」に改め、同条第2項中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

(消費生活安定会議規程の一部改正)

第3条 消費生活安定会議規程(昭和50年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「参事監」を「食の安全推進監」に改める。

第6条第4項中「環境生活部生活局くらし安全課参事」を「環境生活部くらし安全局消費者安全課長」に改める。

第7条中「環境生活部生活局くらし安全課」を「環境生活部くらし安全局消費者安全課」に改める。

（北海道人権施策推進本部設置規程の一部改正）

第4条 北海道人権施策推進本部設置規程（平成16年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「環境生活部生活局くらし安全課」を「環境生活部くらし安全局くらし安全推進課」に改める。

（北海道青少年健全育成推進本部設置規程の一部改正）

第5条 北海道青少年健全育成推進本部設置規程（昭和40年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「環境生活部生活局道民活動文化振興課」を「環境生活部くらし安全局くらし安全推進課」に改める。

第9条第1項中「支庁」を「総合振興局及び振興局」に改め、同条第2項中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

（北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部改正）

第6条 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程（平成15年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「総合政策部参事監」を「地域振興監」に、「経済部参事監」を「観光振興監」に、「農政部参事監」を「食の安全推進監」に改める。

第8条第1項中「支庁」を「総合振興局及び振興局」に改め、同条第2項中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

別表中「総合政策部参事監」を「地域振興監」に、「経済部参事監」を「観光振興監」に、「農政部参事監」を「食の安全推進監」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ
北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子
北海道公営企業管理者 武 内 良 雄

北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令

北海道苫小牧東部開発本部規程（平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「胆振支庁長」を「胆振総合振興局長」に改める。

第7条中「経済部産業立地推進局産業立地課」を「経済部産業立地・エネルギー局産業立地課」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

北 海 道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員 訓令
北 海 道 議 会
北 海 道 企 業 局

北 海 道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員 訓令第1号
北 海 道 議 会
北 海 道 企 業 局

庁 中 一 般
部 局

北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ
北海道選挙管理委員会委員長 永 井 利 幸
北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則
北海道代表監査委員 見 野 全

北 海 道
北海道教育委員会訓令
北 海 道 企 業 局

北 海 道
北海道教育委員会訓令第1号
北 海 道 企 業 局

庁 中 一 般
部 局

北海道議会議長石井孝一
北海道公営企業管理者武内良雄

北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

北海道職員安全衛生管理規程（平成16年北海道・北海道選挙管理委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道議会・北海道企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「支庁地域 当該支庁」を「総合振興局等地域 当該総合振興局及び振興局」に改め、同条第3号中「支庁地域職員 当該支庁」を「総合振興局等地域職員 当該総合振興局及び振興局」に改め、同条第4号中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

第5条第3項中「石狩支庁地域に」を「石狩振興局の所管区域（以下「石狩振興局地域」という。）に」に、「各支庁地域（石狩支庁地域）を「各総合振興局等地域（石狩振興局地域）」に改める。

第9条第1項中「各支庁地域」を「各総合振興局等地域」に改め、同条第2項中「支庁長（石狩支庁地域）を「総合振興局長及び振興局長（石狩振興局地域）」に改め、同条第3項中「支庁地域職員」を「総合振興局等地域職員」に改める。

第14条第1項中「支庁地域内」を「総合振興局等地域内」に、「支庁地域職員」を「総合振興局等地域職員」に、「支庁に」を「総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）に」に改め、同条第2項中「支庁」を「総合振興局等」に改める。

第16条中「支庁」を「総合振興局等」に改める。

第25条第1項中「各支庁地域」を「各総合振興局等地域」に改め、同条第2項各号中「支庁地域職員」を「総合振興局等地域職員」に改め、同条第3項中「支庁地域振興部総務課」を「総合振興局等の地域政策部総務課」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

